

議案第98号

清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例

清水町営公衆浴場条例（平成7年清水町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「480円」を「490円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「140円」を「150円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「70円」を「80円」に、「700円」を「800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に清水町公衆浴場の入浴料を前納している者の入浴料の額は、なお従前の例による。